

あきたの手しごとフランスプロモーション事業 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、「あきたの手しごとフランスプロモーション事業」業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技審査委員会の設置等

- (1) 秋田県産業労働部商工業振興課内に「あきたの手しごとフランスプロモーション事業」業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書、見積書その他の書類により審査を行う。
- (3) 審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・ 商工業振興課長
 - ・ 商工業振興課長が指名する者 2 名
- (4) 審査委員会の委員長は、商工業振興課長が務める。
- (5) 委員の任期は、契約相手方の決定の日までとする。

3 審査委員会の開催

- (1) 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査委員会は非公開とする。
- (4) 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が代理として審査委員会に出席することができる。

4 審査方法等

- (1) 委員又は委員の代理は、(別紙 1) 企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付す。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第 1 位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が 60 点未満である場合には、選定しない。

5 その他

この審査要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

企画提案競技 審査票

審査項目	審査の観点	配 点
1. 事業理解・全体方針	○本事業の目的や背景を正しく理解し、本県伝統的工芸品の知名度・価値向上に資する全体設計がなされているか。	5
2. トップセールス時レセプション会場でのプロモーション及び展示	○パリ日本文化会館での実演披露スペースのデザイン・演出計画が魅力的かつPR効果が高いか。 ○工芸品（20点程度）の展示方法やフランス語プレート作成等、連動した効果的な展示計画が示されているか。 ○伝統工芸士の派遣手配（治安・利便性を考慮した宿泊提案、日仏通訳配置）が適切か。 ○資材等の輸送（DDP条件・温度管理・保険）や、会場設営・撤去における連携業務との一体的・円滑な施工計画となっているか。	15
3. クレアパリ企画展への出展支援	○企画展「伝統と先端と」における実演披露・体験等の企画内容が、製造技術の高さを十分に伝えるものになっているか。 ○伝統工芸士の派遣手配（宿泊提案、日仏通訳配置）や資材のDDP輸送・現地調達等の手配計画が具体的かつ確実に考慮されているか。	15
4. 現地での商談・情報収集機会の創出	○面談対象者（現地小売・卸、飲食店、デザイナー、インフルエンサー等）の選定・アプローチ計画が効果的か。 ○プロモーション翌日～帰国までの間での3者以上の面談セッティング、場所確保、案内・同行、通訳、報告書作成までの計画が実現可能か。	15
5. デジタルパンフレット等の制作業務	○国指定伝統的工芸品4産地や事業者の魅力を伝える3言語（日本語・フランス語・英語）のデジタルパンフレット・チラシの企画・構成・デザイン提案が優れているか。 ○QRコードの設置やアクセス導線など、来場者やバイヤー等への利便性に配慮した工夫がなされているか。	15
6. 独自提案	○事業効果を高める創意工夫等が盛り込まれているか。	10
7. 実施体制・業務遂行能力	○フランス現地でのアテンド・運営ノウハウや適任者（日仏通訳者含む）が確保され、確実な業務遂行が可能な体制か。 ○類似業務の実績を有し、過密なスケジュールの進行管理や、輸送・渡航・借受工芸品の事故・盗難リスク等への安全対策（保険加入含む）が講じられているか。	10
8. 費用の妥当性・見積額	○委託料上限額（5,100,000円・税込）の範囲内であり、各積算内訳が具体的かつ明確で、業務内容に対して経済的かつ妥当な金額となっているか。	5
9. 賃金水準の向上及び女性の活躍推進に係る取組	※別紙2の評価基準により加点点する。	10
合 計		100

賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	審査基準			配点
	大区分	小区分		
賃金水準の 向上（5点）	給与等受給者一人 当たりの平均給与 額の対前年増加率	1.5%以上		3
		2.0%以上		4
		3.0%以上		5
女性の活躍 推進（5点）	一般事業主行動計 画の策定・届出	従業員数 100 人以 下の企業	女活法	0.25
			次世代法	0.25
	えるぼしチャレン ジ企業認定（※）			1
	法令に基づく認定	女活法	えるぼし	1.5
			プラチナえるぼし	2
		次世代法	くるみん	1.5
			プラチナくるみん	2
		若者雇用促進法	ユースエール	0.5
	秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍推進企業表彰		0.5
		子ども・子育て支援知事表彰		0.5
		男女共同参画社会づくり表彰		0.5

※「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から導入する県の認定制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」等の数値目標を達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業としている。

注1 賃金水準の向上については、最も配点が高い区分により配点を行う。

注2 女性の活躍推進については、複数の大区分に該当する場合、その合計点により配点を行う。

注3 「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点が行わない。

注4 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）